

全L協事業元第113号  
令和元年10月30日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

デジタル手続法改正に伴う液石法施行令に関わる意見募集について  
(お知らせ)

去る6月20日全L協保安元第18号でお知らせいたしました「デジタル手続法に係る液石法改正」に伴い、液石法第14条の書面交付及び第28条の委託契約書交付についてオンラインによる情報提供を相手方の同意により可能とする規定の整備を行う意見公募が、内閣官房のホームページに掲載されましたのでお知らせいたします。

つきましては、相手方との同意方法、同意内容、オンライン可能後の書面の変更が生じた際の対応や料金表の交付等課題も想定されますので都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、本件についてご周知いただき、ご意見がある場合は、別添の意見公募(11月22日締切)要領に基づき全般に関する意見はIT総合戦略室に、液石法に関する意見は、石油流通課にご提出をいただくとともに、当協会にも写しをご送付くださいますようお願いいたします。

なお、デジタル手続法の施行は本年12月を予定しております。

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室ホームページ掲載アドレス(別添)  
<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=060191024&Mode=0>

概要：6月20日全L協保安元第18号「デジタル手続法に係る液石法改正」

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(デジタル手続法)の改正により、液石法第14条の書面交付及び第28条の委託契約書交付について、情報通信技術を利用する方法が追加されました。

以 上

(発信手段：Eメール)

(担当：事業推進部 堀江、笠間)